

舞鶴市

通学路交通安全

プログラム

～通学路及び未就学児が日常的に集団で移動する経路の安全確保に関する取組方針～

平成27年2月
令和3年7月一部改正
令和6年4月一部改正

舞鶴市通学路安全推進会議

1 プログラムの目的

平成 24 年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、各小学校の通学路において関係機関と連携し合同点検や必要な対策内容について協議し、安全対策を実施してきました。

また、平成 31 年に歩道通行中の園児らが死傷する事故が発生したことから、令和元年 6 月以降、認定こども園、幼稚園・保育所ならびに認可外保育所施設等を利用する未就学児が日常的に集団で移動する経路について、緊急合同安全点検を実施し、必要な対策について関係機関と協議を行いました。

以上の取り組みを踏まえ、通学路及び未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全を確保するため、関係機関の連携体制を構築し、以下のとおり「舞鶴市通学路交通安全プログラム」を策定しています。

今後も本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒や園児等が安心して通行できる環境の確保に努めていきます。

2 通学路の安全対策に関する推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「舞鶴市通学路安全推進会議(以下、「推進会議」という。)」において現場視察並びに対策等について協議を行います。

● 学校等関係者

- ・ 舞鶴市教育委員会学校教育課
- ・ 舞鶴市小学校長会
- ・ 舞鶴市中学校長会
- ・ 舞鶴市乳幼児教育推進課
- ・ 京都府中丹東保健所

● 道路管理者

- ・ 国土交通省福知山河川国道事務所
- ・ 京都府中丹東土木事務所
- ・ 舞鶴市土木課

● 交通管理者

- ・ 舞鶴警察署交通課

● 交通安全対策関係者

- ・ 舞鶴市交通対策協議会

3 取組方針

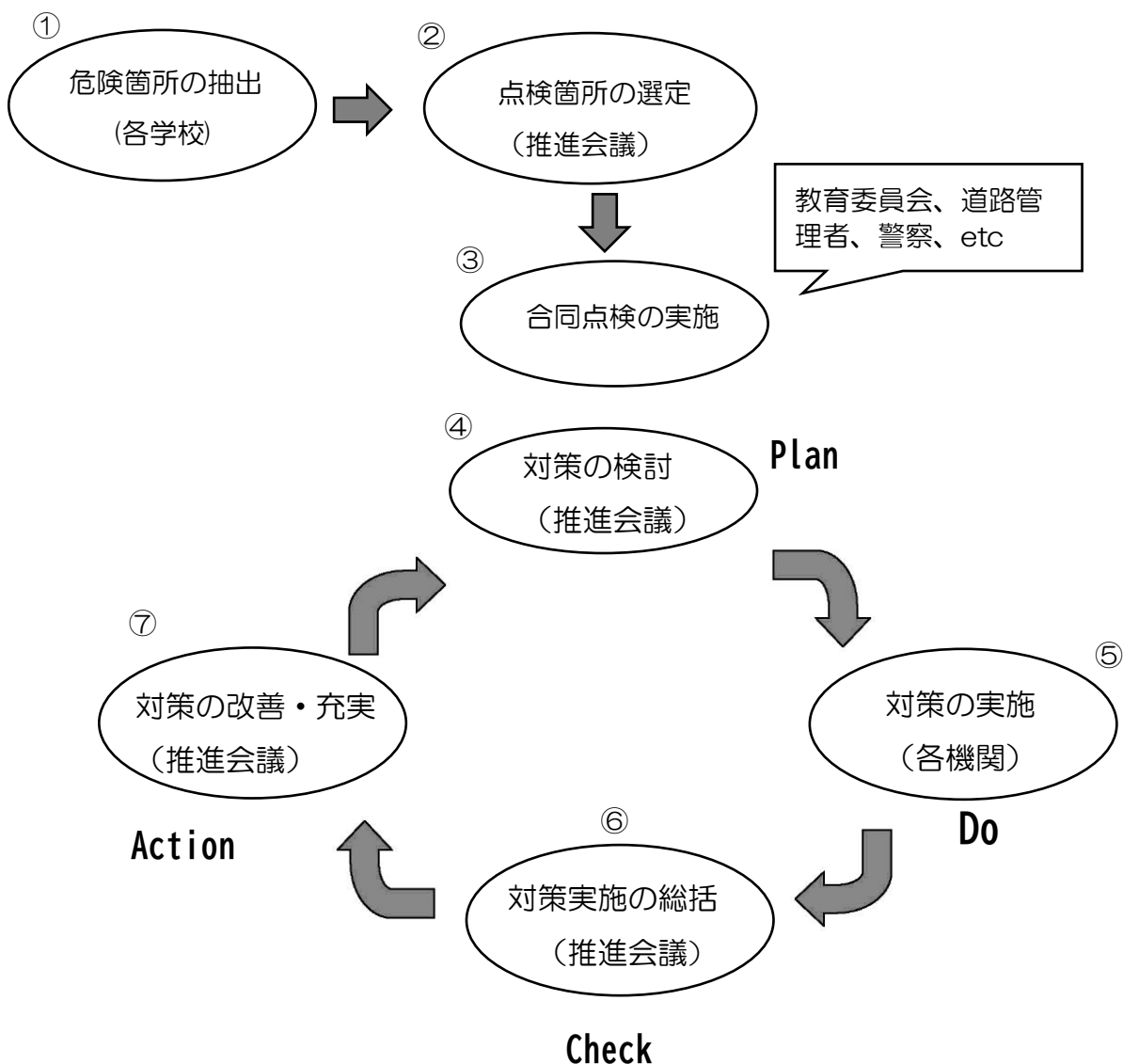
(1) 基本的な考え方

推進会議では、継続的な通学路や未就学児が日常的に集団で移動する経路の安全を確保するため、今後も合同点検を行うとともに、具体的な対策の検討及び実施、さらには対策実施後の総括を行い、対策の改善・充実に取り組めます。

これらの取組みを、PDCA サイクルにより繰り返し実施し、通学路及び未就学児が日常的に移動する経路の安全性の向上を図っていきます。

※地域との連絡・調整は、従来からの各学校における協力関係(PTA・学校安全ボランティア等)を活用いただき、通学路の危険箇所等の意見については、各学校が取りまとめのうえ、舞鶴市教育委員会学校教育課が窓口となり、意見集約します。

【通学路安全確保のための PDCA サイクル】



(2) 定期的な合同点検

○合同点検の実施時期等

小・中学校の通学路及び幼稚園、保育所、認可外保育施設等の日常的に移動する経路について、１年に１回合同点検を実施します。

○合同点検の体制

対策会議のメンバー(学校等関係者、道路管理者、警察等)が参加する合同点検を行います。

○合同点検の内容

効率的・効果的に合同点検を行うため、重点課題(交通量が多い、道が狭い、見通しが悪い等)を設定し、合同点検を実施します。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに歩道整備や防護柵設置等のハード対策や交通規制など、対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう関係者間で連携を図ります。

整備期間が年度を繰り越す事業実施箇所については、予算の確保に努め、計画に事業を実施します。

(5) 対策実施後の総括

各構成機関の対策実施状況及び実施できなかった箇所についての反省・課題・今後の実施方針等について取りまとめ、各学校等へフィードバックします。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後の総括内容を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4 対策箇所等の公表

点検結果や対策内容については、推進会議で検討の上、各学校や幼稚園・保育所等へ一覧表及び対策箇所図を作成し、関係機関に情報提供します。